

札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会要領

平成19年8月16日制定

平成21年12月7日一部改定(平成21年11月18日から適用)

平成26年7月1日一部改正

平成27年1月6日一部改正

1 趣旨

この要領は、札幌市健康づくり推進協議会要綱第4条の規定に基づき、札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会（以下「札幌部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目的

市民の生命や健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するために、個々人の主体的な健康づくりの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による継続した健康管理を支援することが必要である。

地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有、保健事業の共同実施及び健康づくりに関する社会資源の相互活用を行い、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備し、並びに生活習慣病予防対策を推進するため、札幌部会を設置する。

3 活動内容

(1) 会議の開催

札幌部会の会議は、札幌市健康づくり推進協議会と同時に開催する。ただし、必要に応じて、札幌市健康づくり推進協議会とは別途開催することができる。

(2) 情報の提供

ア 地域保健及び職域保健双方の保健事業の情報共有により、保健事業の相互活用を推進する。

イ 保健事業に関する普及啓発活動を推進する。

(3) 課題の検討

地域・職域連携により、地域特性を踏まえた健康課題について検討する。

(4) 保健活動

ア 健康管理体制が十分ではないと考えられる小規模事業所等に対する、健康教育・健康相談等の実施方法を検討し、地域保健と連携した保健事業を推進する。

イ 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導を推進する。

ウ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理を推進する。

エ その他、特定健康診査及び特定保健指導の実施向上に向けた取組の推進等を行う。

(5) その他、地域・職域連携に必要な事業の推進

4 委員等

札幌部会の委員は、原則として、次の各号に掲げる関係機関に属する者のうちから指名する。

- (1) 保健医療関係機関
札幌市医師会、札幌歯科医師会、札幌薬剤師会、北海道看護協会、北海道栄養士会札幌石狩支部
- (2) 保険関係機関
北海道国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会北海道連合会
- (3) 職域保健関係機関
北海道労働保健管理協会、札幌青年会議所、連合北海道札幌地区連合会、札幌商工会議所
札幌地域産業保健センター
- (4) 市民関係団体
札幌市食生活改善推進員協議会

地域・職域連携推進事業の開始の背景

＜青壮年層を対象にした保健事業＞

健康増進法や労働安全衛生法、健康保険法等に基づき行われているが、根拠法令によって目的や対象者、実施主体、事業内容がそれぞれ異なる（制度間のつながりなし）。

そのため、

- 地域全体の健康状況が把握できない
 - 退職後の保健指導が継続できない
- などの問題が発生

問題解決のために

地域保健と職域保健が**連携**し、
健康情報と健康づくりのための保健事業を共有

札幌圏域地域・職域連携推進連絡会について

目的：地域保健と職域保健が連携して、
保健事業を共有する

都道府県

道民の健康づくり推進委員会
(地域・職域連携推進専門部会)

二次医療圏

札幌圏域地域・職域連携推進連絡会
(札幌市・江別市・千歳市)

各保健所での部会設置
を連絡会の要領で規定

札幌圏域地域・職域連携推進連絡会
札幌部会